

さぎなみ保育園 重要事項説明書

保育の提供にあたり、社会福祉法人すかんぼ福祉会さぎなみ保育園が説明すべき内容は次の通りです。なお本説明書は、令和8年4月1日施行予定の内容です。

この重要事項は当該園児が卒園するまで有効とします。変更事項があった場合は、文書にてお知らせいたします。

(施設の目的・運営方針)

この規定は、さぎなみ保育園(沖縄県中頭郡西原町字安室196-1)及びさぎなみ保育園分園なぎさ(沖縄県中頭郡西原町字桃原76)の管理を円滑かつ効率的な運営を図ることを目的とします。

- (1) 当園は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児(以下「園児」という。)の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (2) 当園は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程をふまえ、養護及び教育を一体的に行います。
- (3) 当園は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

(平等の原則)

当園は、園児またはその保護者の国籍・信条・社会的身分及び保育に要する費用を負担するか否かによって、差別的対応をしません。

(施設運営主体)

名 称	社会福祉法人すかんぼ福祉会
所 在 地	沖縄県中頭郡西原町字安室196-1番地
連 絡 先	098-945-1164
代表者氏名	理事長 宮城邦子

(利用施設)

施設の種類	保育所							
施設の名称	さぎなみ保育園(本園)				さぎなみ保育園分園なぎさ(分園)			
所在地	沖縄県中頭郡西原町 字安室196-1番地(本園)				桃原76番地(分園)			
連絡先	(電話番号) 098-945-1164(本園)				945-3535(分園)			
	(FAX番号) 098-944-4009(本園)				943-1264(分園)			
管理者	園長 田尻千麻							
対象児童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童							
利用定員		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
	本園	9人	10人	18人	28人	25人		90人
	分園		5人	10人			25人	40人
開設年月日	昭和 56年 4月 1日							
事業所番号	沖縄県指令第 47-329-51-00009-4 号							

(施設の目的・運営方針)

【保育理念】

『一日の大半をさぎなみ保育園で過ごす子どもたちが、心豊かに伸び伸びと育つように常に情緒が安定するような保育環境を整え、適度な教育的刺激によって心身の諸能力の発達を助長する。よって、一人一人の欲求を満たしつつ、養護と教育とが一体となって、豊かな心をもった子どもを育成する。』

【保育目標】

『保育園時代を最も楽しく過ごし、頭・体・心の三つを同じに満足する保育。』

【保育方針】

- ・十分に養護の行き届いた環境の下に、くつろいだ雰囲気の中で子どもの様々な欲求を満たし、生命の保持及び情緒の安定を図る。
- ・健康、安全など生活に必要な基本的な習慣や態度を養い、心身の健康の基礎を培う。
- ・人との関わりの中で、人に対する愛情と信頼感、そして人権を大切にする心を育てるとともに、自主、自立及び協調の態度を養い、道徳性の芽生えを培う。
- ・生命、自然及び社会の事象についての興味や関心を育て、それらに対する豊かな心情や思考力の芽生えを培う。
- ・生活の中で、言葉への興味や関心を育て、話したり、聞いたり、相手の話を理解しようとするなど、言葉の豊かさを養う。
- ・様々な体験を通して、豊かな感性や表現力を育み、創造性の芽生えを培う。

(当園における施設・設備等の概要)

当園は、「沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月26日沖縄県条例第85号)」及び児童福祉法の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、以下の職種の職員を配置しております。

(1) 施設

敷地	敷地面積	1539.19 (分園 583.61) m ²
	園庭面積	1187.2 (分園 380.89) m ²
園舎	構造	RC(鉄筋コンクリート)造
	延べ床面積	773.72 (分園 331) m ²

(2) 設備

設備	部屋数	設備	部屋数
乳児室・ほふく室	1 室	調理室	1(分園1)室
保育室	4(分園3) 室	調乳室	1室
遊戯室	1(分園1) 室	幼児用トイレ	3(分園3)室
事務室・保健室	1(分園1) 室		

(3) 職員構成(令和8年4月1日現在)

職 種	人数	常勤	非常勤	業務の内容
園長	1人	1人	人	園長は園の業務を統括する。
副園長	2人	2人		副園長は、園長を補佐しその責任を分担する。園長不在時には、職務を代行する。
主任保育士	1人	1人	人	主任保育士は、園長を補佐し保育内容について保育士を統括する。
副主任保育士	2人	2人	人	副主任保育士は、主任保育士不在時の職務代務と園長・主任保育士を補佐し、その責任を分担代行する。
保 育 士	18人	17人	1人	保育士は、保育に従事し、その計画の立案・実施・記録及び家庭連絡等の業務を行う。
子育て支援員・ 保育補助	5人		5人	子育て支援員・保育補助は、保育士の補佐を行う。
職 種	人数	常勤	非常勤	備 考
調 理 員	5人	4人	1人	調理員は、給食業務に従事する。
栄 養 士	1人	人	1人	毎月の献立表作成や栄養計算を行う。
用 務 員	1人	人	1人	園舎周辺の清掃を行う。

(保育を提供する日)

保育を提供する日及び保育の提供を行わない日を以下の通りとする。

開 園 日	月曜日から土曜日まで
休 園 日	日曜日、祝祭日、慰霊の日、年末年始(12月29日から1月3日)
	※臨時休園日(台風襲来等による警報発令時、感染症流行時など)

(暴風警報・特別警報発令時の保育の取扱い)

台風、緊急災害時には、台風の動きや台風情報に注意し、次の事項を守ってください。

- (1) 登園前に沖縄本島に暴風雨警報が発令されたときは、臨時休園とします。
- (2) 午前9時までに解除されたときは、1時間後に登園とします。
- (3) 午前9時以降に解除の場合は、1時間後に弁当持参で登園とします。
- (4) 正午以降解除されたときは、休園とします。
- (5) 登園後に沖縄本島に暴風警報が発令された時は、できるだけ早くお迎えをお願いします。

※その他、緊急災害等の発生により保育ができない時は、臨時休園になることもあります。

(保育を提供する時間)

保育を提供する時間を以下の通りとする。時間外保育は、保育時間の範囲以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合に提供する。

開所時間	月～金曜日	午前 7時15分～午後18時15分
	土曜日	午前 7時15分～午後18時15分
保育時間	保育標準時間	午前 7時15分～午後18時15分までの範囲内
	保育短時間	午前 8時15分～午後16時15分までの範囲内
時間外保育	保育短時間	朝： 7時15分～8時15分
		夕： 16時15分～18時15分

(時間外保育について)

- ①時間外保育は、短時間保育認定児が保育時間の範囲外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合に利用いただくものです。
- ②時間外保育を理由する際は、事前にご相談ください。時間の調整が必要な時にご相談ください。

(提供する保育等の内容)

当園は、保育所保育指針(平成 29 年 3 月 31 日厚労告 117)をふまえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定教育・保育の提供

保育を提供する時間において、乳幼児の発達に応じた保育計画をたて、実施します。

(2) 食事の提供

①栄養士による献立作成と自園調理です。

②保育を提供する日は、毎日食事の提供を行うが、行事等に合わせて弁当の持参を保護者に依頼する日があります。(月に1回程度) ※園外保育等の行事がある月は2回になる時もあります。

③食事の時間帯

年齢	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	9:30頃	11:00頃	3:15 頃	離乳食
1歳児	9:30頃	11:00頃	3:15 頃	
2歳児	9:30頃	11:00頃	3:15 頃	
3歳児	—	11:30頃	3:15 頃	
4歳児	—	11:30頃	3:15 頃	
5歳児	—	11:30頃	3:15 頃	

④除去食(アレルギー対応食)について

食物アレルギーのある園児には、親子ともに心理的にも大きな負担になることも多く、過度の除去食の場合は発育障害や栄養に偏りがでる場合があります、慎重にすすめなければなりません。

保護者の独断で食物除去をしないよう、医療機関で定期的にアレルギー抗体検査や医師の診断を受け、その指示にしたがってすすめるようにしています。アレルギーやその他の事情により給食に配慮が必要な場合は、園で給食の提供が始まる前までに、必ずご相談ください。

除去食を必要とする場合は、医師に『生活管理指導表』(園用紙)に必要事項を記入してもらい当園に提出し、除去食及び代替食にて対応いたします。また、食べたことのない食品(未摂取)に関しても、基本的に除去食と同様の対応となります。詳しくは入園のしおりに記載しています。

アレルギー食除去を解除する場合には、医師の判断を受け『アレルギー食除去解除申請書』(園様式)に署名・捺印し、園へ提出してください。

※医師による診断書の提出がない場合は対応が出来ない為、必要に応じて弁当持参とします。

(例:宗教上の理由、保護者の方針等)

⑤衛生管理等について

調理従事職員における日々の健康管理及び検便検査の実施(毎月1回)により衛生管理を徹底しています。調乳を担当する0歳児クラス保育者の検便の実施も行っています。(毎月1回)

⑥その他

献立内容は毎月献立表にて保護者に連絡アプリ「コドモン」で配信します。

(利用料金)

(1) 保育料

0歳児～2歳児は、西原町が定める利用者負担額をお支払いいただきます。保育料の納入は口座振替をご利用ください。

※令和元年10月1日より3歳児～5歳児は保育料無料(別途給食費徴収)

(2) 時間外保育に係る利用者負担金

①保育短時間で利用し、保育利用時間(8時間)を超えて利用する場合は時間外保育となり、別途、保育料が発生します。

利用時間:午前7時15分から8時15分の1時間、午後16時15分から18時15分の2時間

利用料金:1時間につき150円(月契約の場合は4,500円)

(3) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金があります。(個人用教材費等) ※別紙にて記載必要な雑費につきましては、その都度ご説明させていただきます。

4・5歳児クラス 園外保育(芋掘り体験代700円～800円程度)(飛行船観劇代1800円程度)

全園児 卒園・修了記念写真代(700円～800円程度)

※各種料金は、物価の変動などにより変更させていただく場合があります。

(4) 給食費

① 3歳児～5歳児は、月額6,610円(主食費(月額1,000円)+副食費(月額5,500円)+振込手数料110円)をご負担していただきます。給食費の納入は口座振替をご利用ください。

なお、欠席などによる返金はできませんのでご了承ください。

②副食費免除対象者については、西原町より名簿提供を受けます。

(※上記年齢は、今年の4月1日時点の年齢)

③副食費免除者についても1,110円(主食費1,000円+振込手数料110円)はご負担いただきます。

(利用の開始及び終了に関する事項)

(1) 利用の開始について

西原町の利用調整に基づいて、入所決定された支給認定を受けた保護者に本重要事項説明書等に同意をいただき、保育の提供を行います。

(2) 利用の終了について

以下の場合には保育の提供を終了します。

- ・2号、3号認定子どもに該当しなくなったとき(卒園を含む。)
- ・町外に転出するとき
- ・保護者から退園の申出があったとき
- ・その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

(保健衛生)

園児の健康管理の為、内科検診・歯科検診・尿検査を年2回行います。

(嘱託医)

以下の嘱託医による園児の健康診断と歯科検診(年2回)及び、随時園児の健康相談等を行う。

内 科		歯 科	
医療機関の名称	太田小児科	医療機関の名称	さわふじ歯科クリニック
医院長名	太田計	医院長名	鎌田 博至
所在地	西原町字小橋川 164-1	所在地	西原町呉屋 93-1
電話番号	098-946-5081	電話番号	098-946-5188

(緊急時における対応方法)

園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者又は保護者の指定する緊急連絡先及び医療機関等へ速やかに連絡を行います。

保育園でケガをした場合は、保育士のできる処置をして家庭連絡を行い、医師の診断を要する場合は病院受診をします。また、保育園では以下の保険に加入しています。

(賠償責任保険の加入状況)

損害賠償保険については、以下の保険に加入しています。

保険会社	あいおいニッセイ同和損保
保険種類	幼稚園・保育園賠償責任保険

(非常災害対策)

非常災害対策については、以下の通りとします。

防火管理者	園長 田尻千麻
消防計画届 出年月日	東部消防組合 令和8年 4月 1日
避難訓練	・年間計画に基づき、火災・地震・不審者侵入を想定した避難訓練を毎月行う。 (避難経路確認訓練・園児の誘導・通報訓練等) ・年に2回、東部消防との合同訓練を行う。
防災設備	消火器具、自動火災報知設備、消防機関通報火災報知設備、誘導灯

(一時保育事業)

1. 対象児童は、生後6か月から就学前の児童で、一時的に保育が必要な方に保育を提供します。

原則として登録制です。(登録は園で)

2. **非定型的保育**…(週3日以内)保護者の就労形態により、家庭による育児が継続的に困難となり、一時保育を必要とする児童。

私的理由による保育…(月15日以内)保護者が育児に伴う心理肉体的負担を解消するためなどの私的理由により一時的に保育を必要とする児童。

緊急保育…(月15日以内)保護者が出産、傷病、入院、冠婚葬祭等の事由により、緊急、一時的に保育を必要とする児童。

3. 利用定員…一日おおむね5人程度とします。
4. 保育時間…月曜～金曜日まで、午前8時～午後5時。
5. 利用手続き…利用する者は、一時保育申請書に

① 住民票謄本若しくは健康保険証の写し

② 対象児童の健康診断

③ 必要に応じて、事由等が明らかに出来る書類

(勤務・就学証明書・診断書・実地保育園長が、特に必要と認め提出を求める書類等)

④ 印鑑(申請書に押印あり)

6. 利用料金

区 分	0歳児	1～2歳児	3歳以上
一 日	¥2,500	¥2,000	¥1,800
半 日	¥2,000	¥1,500	¥1,300

(発達支援保育)

発達が気になる児童及び心身に障がいのある児童で、保育の必要性が認められ集団生活において支援が必要な児童には、より丁寧な保育を行うことで子どもの発達を促します。

(相談・要望・苦情窓口)

相談・要望・苦情窓口については、以下の通りとする。

相談・苦情受付担当者	(本園)主任 豊見本園美 副主任 矢上由佳梨 (分園)副園長 岳原聖輝 副主任 比嘉やよい
相談・苦情解決責任者	園長 田尻千麻
第三者委員	山里勝也 具志堅茂 ※園内にて掲示
受付方法	来所、文書、電話等により受けつける。 * 保育所玄関に意見箱を設置。

(当園におけるその他の留意事項)

当園におけるその他の留意事項については、以下の通りとする。

喫 煙	当園の敷地内はすべて禁煙。
宗教活動、政治活動 営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動及び政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

(個人情報の取り扱いについて)

さぎなみ保育園ではコドモンアプリを利用し、日常の保育や行事・お楽しみ会等の写真や個人名を掲載して、園での子ども達の様子を保護者の皆さまへお知らせしています。その個人情報の取扱いについて明示しています。

(1) 利用目的

当園では、園児に対する日々の保育、健康管理、緊急時の連絡のため、その他円滑な保育運営に必要な範囲の目的の為に利用します。

- ・個人情報項目 氏名・生年月日・写真・その他
- ・情報開示 コドモンにて写真配信・ホームページ

※コドモンアプリは登録した方しか閲覧できません。

写真掲載に関しては、「写真掲載承諾書」で同意していただいた方のみ掲載いたします。

(2) 情報の保護

当園では、取得した個人情報は第三者によって不当に扱われることがないように適切に管理いたします。ただし、下記の場合は必要最小限の範囲で開示する場合があります。

- ・保護者の承諾がある場合（個人情報使用同意書にて確認いたします）
- ・法令により開示を求められた場合
- ・保育園の嘱託医など、保育園運営に必要な業務委託先に個人情報を提供する場合
- ・人命保護のため必要と認められた場合

(3) 個人情報の保護

個人情報保護の観点から、保護者の皆さまの園内において園児の写真・動画・SNS 等への投稿はなさらないようお願いいたします。

(児童虐待の防止について)

さざなみ保育園は、園児の人権の擁護、虐待防止等のため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施等の措置を講じます。

重要事項改訂日

改訂内容

令和8年4月1日

重要事項説明書の全面見直し及び履歴管理開始